

教育委員会会議録

(定例会)

平成31年4月18日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|---|---|-------------------|---------|--|
| 1 | 期 | 日 | 平成31年4月18日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 | |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 | |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 | |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 | |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき | |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 | |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者 | | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 | |
| | | | 管理部長 | 高 崎 修 | |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 | |
| | | | 生涯学習総合センター館長 | 吉 田 治 士 | |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 澤 田 純 一 | |
| | | | 学校教育部参事兼特別支援教育室長 | 内 河 水穂子 | |
| | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 吉 岡 靖 久 | |
| | | | 生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長 | 冨 田 英 雄 | |
| | | | 生涯学習総合センター参事兼副館長 | 中 村 和 哉 | |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 | |
| | | | うらわ美術館副館長 | 森 山 日登美 | |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員 | 武 田 ちあき | |

7 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。

まず、平成31年4月1日付け人事異動に伴い、新たな書記を任命したいと思えます。

書記の任命につきましては、さいたま市教育委員会会議規則第5条第3項に定めがあり「教育長の推薦により職員のうちから委員会が任命する。」とされております。この規定に基づきまして、書記に、教育総務課 主査 蜂谷香織、及び教育総務課 主任 畠山匡磨を推薦いたしますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、そのように任命いたします。蜂谷主査、畠山主任、よろしく願いいたします。

では、議事に入ります。

本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

いらっしゃいません。

細田教育長

本日の会議録の署名委員は、武田委員をお願いいたします。

議事を進める前に、本日は、野上様が4月1日付けで教育委員に再任されてから、初めての教育委員会会議であることから、野上委員より一言御挨拶をいただきたく存じます。

野上委員

4月1日に市長より辞令をいただきまして、引き続き教育委員としての任に就かせていただきます。

人材育成に係る状況は、産業界も教育界も同じ状況でございます。人材育成をリードする、さいたま市教育の底力を改めて感じております。先日開校いたしました大宮国際中等教育学校は市の教育力の高さを感じ、また、先を見越した教育が進行中であると認識しておりますので、私もその一助となれば幸いです。

今後とも御指導いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

細田教育長

野上委員、引き続きよろしく願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。

本日の議案第60号及び第61号は人事に係る案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げた議案は非公開といたします。

本日の会議の順番ですが、議案第57号から59号、その他の(1)から(4)、議案第61号、60号の順に審議を行うことといたします。

議案第57号 さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第58号 さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第59号 さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

細田教育長 それでは、議案第57号から議案第59号につきましては関連がありますので、事務局から続けて説明をお願いします。

青少年宇宙科学館長 議案第57号「さいたま市宇宙劇場条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

この議案につきましては、消費税法改正による消費税率の8%から10%への引き上げに伴い、宇宙劇場の附属設備の使用料を改定するものです。

使用料の算出方法につきましては、8%改定前の使用料の額を100分の105で割り返し、さらに、100分の110を乗じて算出した額の10円未満を切り捨てとしたものです。

なお、施行期日は、平成31年10月1日です。

以上でございます。

うらわ美術館副館長 議案58号「さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明します。

この議案につきましては、消費税法改正による消費税率の8%から10%への引き上げに伴い、さいたま市うらわ美術館条例施行規則の一部を改正するものです。

改正内容でございますが、規則第7条において、附属設備の使用料を規定しており、別表に係るスポットライト、彫刻台、持ち込み電気器具用電源の使用料について、8%改定前の使用料の額を100分の105で割り返し、さらに、100分の110を乗じて算出した額の10円未満を切り捨てとした額にしたものです。

なお、施行期日は、平成31年10月1日です。

説明は以上でございます。

生涯学習総合センター副館長

議案第59号「さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

この議案につきましては、消費税法改正による消費税率の8%から10%への引き上げに伴い、生涯学習総合センターの附属設備の使用料を改定するものです。

使用料の算出方法につきましては、8%改定前の使用料の額を100分の105で割り返し、さらに、100分の110を乗じて算出した額の10円未満切り捨てとしたものです。

なお、施行期日は、平成31年10月1日です。

以上でございます。

細田教育長

説明が終了いたしました。委員の皆様、御質問等がございますか。

無いようでしたら、議案第57号から議案第59号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第57号から議案第59号は、原案のとおり可決されました。

- その他（1） 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について
- その他（2） 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について
- その他（3） 市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議の回答について
- その他（4） 市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について

細田教育長

続きまして、次第の3「その他」につきましては、関連がありますので事務局から続けて説明をお願いします。

教育総務課長

その他の（1）「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議の回答について」御説明いたします。

本件につきましては、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしまし

たところ、それに対し、平成31年3月29日付けで、市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

協議の内容でございますが、大宮図書館の指定管理者による管理に伴い、指定管理者の設定する利用料金の額の承認など、市長の権限で行う事務を教育委員会に委任するもの、また、中等教育学校の設置に伴い校長の専決事項の規定に中等教育学校長を加えるものでございます。

続きまして、その他(2)「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について」御説明いたします。

本件につきましては、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしましたところ、それに対し平成31年3月29日付けで、市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

協議の内容でございますが、大宮国際中等教育学校の設置に伴い、人事評価の要綱に規定する部分に中等教育学校を加えるものでございます。また、小・中学校管理規則の改正に伴いまして、副校長が新たに置かれることとなったことから、人事評価の第一次評価者の欄に副校長を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

教職員人事課長

その他(3)「市長と教育委員会との地方公務員法第15条の2及び第23条の2の規定に基づく協議の回答について」御説明いたします。

本件につきましては、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により、市長への協議をいたしました。協議の内容は、人事評価に関する要綱に中等教育学校副校長を加えたものでございます。それに対し、平成31年3月29日付けで、市長から同意する旨の回答がありましたことから、今回、御報告させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

高校教育課長

その他(4)「市長と教育委員会との地方公務員法第23条の2の規定に基づく協議の回答について」御説明いたします。

内容といたしましては、「さいたま市立高等学校教職員の人事評価に関する要綱」の一部を改正するものであり、内容は2つございます。

一つ目は、要綱に中等教育学校教職員を加え、要綱の名称を「さいたま市立高等学校及び中等教育学校教職員の人事評価に関する要綱」

とするものであります。

二つ目は、要綱に副校長を加えるものであります。

本件につきましては、前回3月の教育委員会会議において議決をいただきました内容をもって、文書により市長へ協議をいたしましたところ、それに対し、平成31年3月29日付けで市長から同意する旨の回答がありましたことから、御報告させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

細田教育長

事務局からの説明は終了いたしました。委員の皆様、何か御質問等がございますか。

無いようでしたら、この件は終了といたします。

議案第61号 さいたま市就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第60号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

細田教育長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後2時23分